佐世保市立祇園中学校「部活動に係る活動方針」

1 部活動の目的と方針

中学校指導要領において部活動は「教育課程との関連性により行われる学校教育活動の一環」として明確に位置付けられており、学校教育が目指す生徒の資質・能力の育成に資する教育活動として重要視されている。このことを踏まえ、本校における部活動は「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の指針」「長崎県文化部活動のたり方に関するガイドライン」及び以下の点を重視し適切に活動する。

- (1)知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、スポーツや文化および科学等に親しませる。
- (2)生徒の自主的・自発的な活動により行われ、学校教育活動の一環として合理的かつ 効果的・効率的に取り組む。
- (3) 生涯にわたって心身の健康や文化的素養を身につけ、心豊かで健康的なライフスタイルを実現するための資質・能力を育成する。
- (4) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 本校における部活動の方針

(1)適切な指導の実施について

- ① 部活動の実施にあたっては、「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の指針」「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を参考に、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 部活動顧問はスポーツ医・科学や中学生期の発育発達段階を十分に理解し、過度 な練習等に偏ることなく、スポーツ傷害やバーンアウト症候群等のリスクを軽減す るために適切な休養が必要であることを理解し指導を行う。
- ③ 部活動顧問は年度当初に担当部活動の年間指導方針・活動計画を作成するとともに、毎月の活動計画を作成し校長の承認を得る。各部活動の年間指導方針・活動計画の提出は4月中旬、毎月の活動計画については前月の20日までに提出する。
- ④ 部活動顧問は生徒の体力向上や生涯スポーツの基礎及び文化的素養を培うとと もに、技能や記録の向上などの目標が達成できるよう中央競技団体や有識者が作成 した手引き等を活用しながら、科学的裏付けのある練習方法を導入し効率的に成果 が得られる指導を行う。
- ⑤ 部活動顧問は専門的な知見を有する者と連携・協力し、発育発達段階や性差などについて正しい知識を得たうえで指導を行う。また、研修会等に参加し自身の知見を高めるよう努める。

- (2) 適切な休養日の設定および活動時間について
 - ① 学期中は前期・後期ともに、<u>週当たり2日の休養日を設ける</u>。この場合、<u>月曜から金曜日において1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上の休養日を設定する</u>。
 - ② 「家庭の日」(毎月第3日曜日)は部活動の練習を行わない「ノー部活動デー」とする。
 - ③ 土曜日・日曜日の両日に大会参加等により部活動を行った場合は、直近の月曜日 あるいはその翌日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日 を設定する。
 - ④ 夏季・冬季・学年末休業期間における休養日についても、学期中に準じて休養日を設定する。
 - ⑤ 活動時間については、1日の練習時間は学期中の平日においては2時間以内、祝祭日を含む土曜日・日曜日及び長期休業期間中は3時間以内を原則とする。また、週当たりの活動時間の合計は16時間を上限とし、これを著しく上回ることがないよう計画を立てる。
 - ⑥ 活動終了後の完全下校時間については、季節ごとの日没時間や交通機関の運行等 を考慮し以下のように設定する。

<活動時間>※冬休み明け(1月)は日の入りの様子を見て下校を早める場合もある。

月	12・(1月)	11月・1月	2月・10月	3月・9月	4月・5月・6月・7月
活動終了	17:15	17:30	18:00	18:15	18:30
完全下校	17:30	17:45	18:15	18:30	18:45

- ※原則として上記の時間帯で活動する。ただし、大会前等で活動時間を延長する場合は、各部の顧問が校長・職員・保護者の了承を得て、生徒へ連絡をする。
- ⑦ 部活動顧問は2①を踏まえ、定められた活動時間の中で合理的かつ効果的・効率的な活動を行う。また、実際の活動時間及び休養日を毎月の活動計画の中に確実に記録しておく。
- ⑧ 活動時間とは、準備・後片付け・休憩時間を除く、実際に試合や練習等を行った時間とする。
- (3) 学校全体の部活動停止期間及び停止日について
 - ① 学校閉庁期間については、すべての部活動の活動を停止する。(年末・年始の休日を含む)
 - ② 原則として、第1回と第3回の定期テスト(5教科)は5日前から、第2回と第4回の定期テストは1週間前からは活動を中止する。実力テストは1日前からとする。(試合等を控えている場合は職員会議で話し合い、練習を認める。)

③ 学校行事等の実施及び準備において、生徒の健康管理に支障があると判断した場合及び練習場所の確保が困難な場合は活動を停止する。

3 各種大会の参加について

(1)長崎県体育保健課が示している年間で参加する大会数の目安である<u>9大会を超えないものとするが、生徒や顧問、保護者にとって過度な負担にならないよう大会参加数を決定する。</u>

(ただし、佐世保市中学校体育大会および新人大会からつながる<u>県大会・九州大会・</u>全国大会はそれぞれ1大会とみなし、その他の大会を含め9大会)

- (2)上記①に従い、各部において参加する大会を決定し、大会参加計画を立てる。
- (3) <u>佐世保市及び長崎県の代表として選抜された選手・生徒の大会参加</u>については、年間の大会参加数から除くものとする。(国体、全国選抜大会等)
- 4 本校に部活動として設置する競技・文化活動(令和2年度)

陸上、ソフトテニス(男女)、バスケットボール(男女)、バドミントン(男女)、野球、 サッカー、バレーボール(女)、吹奏楽、美術、学芸ボランティア

※1 上記以外の競技(水泳、剣道、柔道、空手、体操等)については、佐世保市中学 校体育大会(新人大会を含む)への希望者がいた場合に検討する。

ただし、個人競技をする者は、道場やクラブ等の団体に必ず所属し、活動及び指導を受けている生徒に限る。

併せて、本校職員の引率は中体連主催の大会のみであり、他の大会においては、道場やクラブ等で登録し参加するものとする。また、他の大会に学校名で参加する場合は、「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の指針」及び本校の部活動に係る方針を必ず守らなければならない。

※2 駅伝競技は、各部活動・無所属の生徒から選抜し、練習を行う。

5 部の設置及び廃部について

- (1) 部の設置について
 - ① 現在設置していない部を設置する場合は、在校生に対するアンケート調査を実施するとともに小学校においてもアンケート調査等を行い、客観的なデータを収集する。
 - ② 収集したデータを基に入部する生徒の数、今後入部するであろうと予測される生徒の数と継続年数を把握するとともに、練習場所となる施設の確保、顧問となる教職員の数等を勘案し校長が判断をする。

(2) 部の廃部について

- ① 長崎県中学校体育連盟が示す競技別の最低編成人数を下回り、複数校合同チームの編成も困難になった場合は廃部に向けての検討会を開催する。
- ② 検討会の開催に向けては、在校生に対するアンケート調査を実施するとともに、 小学校においてもアンケート調査等を行い、客観的なデータを収集する。
- ③ 収集したデータより、今後1年生から3年生までの部員数が長崎県中学校体育連盟の示す競技別の最低編成人数を下回る場合は、次年度より部員の募集を停止し、 最後の部員が参加する佐世保市中学校体育大会およびその上位大会が終了後廃部 とする。

6 スポーツクラブ等の社会体育団体への周知について

- (1)本校に部活動として設置されていない競技をスポーツクラブや社会体育団体に参加 し、継続的に練習を行っている生徒についても、「佐世保市立中学校及び義務教育学校 後期課程における運動部活動の指針」及び本校の活動方針に沿って活動を行うものと する。
- (2) 佐世保市中学校体育大会の参加資格の中で、「佐世保市立中学校及び義務教育学校 後期課程における運動部活動の指針および各学校が定める運動部活動の方針に沿っ た活動を行っている者」と謳われていること、また、これらの指針・方針が中学生期 の子どもたちの心身の健康を保持するために定められていることを、スポーツクラブ 及び社会体育団体の指導者に対して説明を行い、当該生徒がスポーツ障害やバーンア ウト症候群等に陥ったり、佐世保市中学校体育大会等への参加資格を失ったりするこ とのないよう周知徹底する。